

## 当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

この度、当社取締役会は、取締役会の実効性を高め企業価値の向上を図ることを目的として、平成28年3月期における当社取締役会の実効性について分析・評価を行いましたので、その結果の概要を下記のとおり公表いたします。

今後、当社取締役会では、下記の分析・評価を踏まえて、対応策の策定とその実行を進めてまいります。

### 1. 評価の方法

取締役・監査役に対して評価の趣旨等を説明のうえ質問票を配布し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、分析・評価を実施いたしました。

- 質問内容： 平成28年3月期における当社取締役会の実効性について（15項目）  
取締役会の構成  
取締役会の運営  
社外役員に対する情報提供  
その他
- 回答方法： 択一式の評価、および自由回答
- 回答方式： 無記名方式

### 2. 分析・評価結果の概要

(1) 当社取締役会は、以下の点について実効性が概ね確保できていると分析・評価いたしました。

- ・ 取締役会は、経営の監督機能を発揮するために、取締役・監査役の人数等の取締役会の構成、独立性のある社外取締役・監査役の人数、および求められる知識等は確保され、十分な実効性が認められる。
- ・ 社外取締役・監査役は、審議事項について事前の情報提供や説明を受け、取締役会において、それぞれの見地から自由に意見を述べることができ、取締役会の実効性向上に寄与している。これは、10数年来の社外取締役3名体制の運用実績による成果でもある。
- ・ 取締役会での議案の審議には一定の時間が確保されており、慎重な意思決定がなされている。

(2) 一方で、主に以下の点について、取締役会で引き続き議論を重ね、さらなる改善に取り組んでいくことといたしました。

- ・ 取締役・監査役への女性や外国人の登用など、取締役会の多様性確保に向けた検討を行う。
- ・ 持株会社体制への移行に際し、下位会議体等への委任を行ったことにより取締役会への付議事項は絞り込まれているが、権限委譲する事項の拡充等についてさらなる検討を行い、取締役会における十分な審議時間の確保を進める。
- ・ 社外役員に提供される情報の拡充について検討を行い、取締役会における付議事項の判断や報告事項の理解のさらなる充実を図る。
- ・ 取締役会の実効性に関する分析・評価の方法を検証し、分析・評価項目の検討や、自己評価アンケートの方法等をより効果的なものに改善する。

以上